

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月17日
【会社名】	株式会社ダルトン
【英訳名】	DALTON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢澤 英人
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷左内町9番地
【電話番号】	03(3267)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 東郷 武
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区市谷左内町9番地
【電話番号】	03(3267)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 東郷 武
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 529,200,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,600,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成23年2月17日(木)開催の取締役会決議に基づき発行するものであり、平成23年4月15日(金)開催予定の臨時株主総会による承認が条件となります。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	3,600,000株	529,200,000	264,600,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	3,600,000株	529,200,000	264,600,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、264,600,000円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
147	73.5	1,000株	平成23年4月15日(金) ~18日(月)	-	平成23年4月18日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとし、

4. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ダルトン 管理本部	東京都新宿区市谷八幡町13番地

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 四谷支店	東京都新宿区四谷3丁目3番1号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
529,200,000	13,000,000	516,200,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、法務・財務調査費用5,000,000円、弁護士費用7,000,000円及びその他諸費用を含めて13,000,000円を予定しております。

## (2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的使途

本第三者割当増資による差引手取概算額の516,200,000円につきましては、平成23年6月末までに300,000,000円を当座貸越の返済、残額につきましては短期借入金の返済に充当することを予定しております。調達する資金の具体的使途の合理性に関する考え方につきましては「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性」に記載の通りでございます。

なお、支出までの期間につきましては、銀行預金管理といたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	株式会社イトーキ（以下、イトーキ）
本店の所在地	大阪市城東区今福東1丁目4番12号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第60期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日） 平成22年3月26日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第61期第1四半期（自平成22年1月1日至平成22年3月31日） 平成22年5月13日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第61期第2四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日） 平成22年8月11日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第61期第3四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日） 平成22年11月11日 関東財務局長に提出</p>

（ ） 上記「割当予定先の概要」につきましては、本届出書提出日現在の内容を記載しています。

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当先の株式の数（ ）	該当事項はありません。
	割当先が保有している当社の株式の数（ ）	普通株式3,650,000株
人事関係	割当予定先の社員1名が当社の取締役として出向しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	<p>業務提携先。提携内容は相互販売を主としており、その具体的内容は下記のとおりです。</p> <p>1) イトーキの営業網による当社製品の販売 イトーキオフィス事業部門の営業網を活用し、地方市場や学校教育市場に対し、当社の販売支援を受けつつ、当社の実験台や特殊教室用製品を販売する。</p> <p>2) 当社の営業網によるイトーキ製品の販売 当社営業網を活用し、当社が得意としてきた科学研究施設市場に対し、イトーキ製のオフィス家具、学校用一般家具を販売する。</p> <p>3) イトーキから当社への保守・メンテナンス委託 イトーキがお客様から受託する保守・メンテナンスのサービスについて、特定専門分野について、当社子会社の株式会社ダルトンメンテナンスに委託する。 (平成22年12月より両社製品の相互販売を開始いたしました)</p>	

（ ） 上記「提出者と割当予定先との関係」につきましては、本届出書提出日現在の内容を記載しています。

## c 割当予定先の選定理由

当社は、科学研究施設事業を中心とした事業を展開しておりますが、ここ数年における世界的な景気の低迷、設備投資意欲の低下により、業績及び財務体質は厳しい環境におかれておりました。そのような状況下、当社は、販売管理費の削減及び売上原価の圧縮等による営業利益の確保と財務体質の改善を図ると同時に、将来に向けての更なる業容の拡大、特に海外における事業展開を考慮し、当社単独の展開にとどまらず、シナジー効果を共有しうる戦略的な業務提携について検討し、当社と同様に研究施設機器事業を営む中、高い競争力を備えた商品群を備えており、かつ、業務提携において、当社の経営の自主性を尊重する方針であるということから、当社は、平成22年3月11日にイトーキとの資本・業務提携契約を締結いたしました。

当社は、当該資本・業務提携契約締結以降も、更なる関係強化についてイトーキと協議を続けてきており、当該事業における提携シナジーについて十分な検討を重ねた結果、市場での競争優位を獲得するには、両社間による市場での競合状態

から早く脱却し、イトーキと業績責任を共有する連結グループ会社として共同して事業活動を展開することが必要であると判断いたしました。更に、当社がイトーキの連結対象子会社となっても、両社がいつまでも別会社として営業展開していたのでは、市場や顧客の目から見た分かり難さは解消せず、経営資源が分散したままでは同事業における営業効率や事業展開のスピードがあげ難いことも想定されるため、今回のイトーキによる連結対象子会社化を足がかりとして、市場や顧客ニーズへの迅速かつ確かな対応を果たすために同事業の一体化を促進し、経営資源を機動的に活用して営業効率・営業効果を高めることが必要不可欠な課題であるとの結論に至りました。

両社が心を一つにして、研究開発、営業活動および生産・調達などの事業展開を強化し、高付加価値市場から価格重視市場まで網羅して高度化・多様化する顧客ニーズに対応し、市場での競争優位を強化し、高効率経営を実現することで、名実ともにリーディングカンパニーの座を確固たるものにすることを目指して参ります。

両社は、今後本資本・業務提携の目的を達成するため、下記項目について誠実に協議し、業務の提携を推進してまいります。

- (1) 両社ノウハウを融合させた新製品の共同企画・開発
- (2) 顧客や市場の情報、営業ノウハウや営業網などの相互活用による営業力強化
- (3) 生産・調達ノウハウや生産設備など生産技術力などの相互活用による製品力強化
- (4) 物流・施工ノウハウなどの相互活用による施工力強化
- (5) 経営管理ノウハウの相互活用による高効率経営
- (6) 海外展開に関するノウハウの共同利用及び新たな海外市場への共同展開
- (7) 両社共同による日本国内外の市場研究
- (8) その他本契約の目的遂行に必要な情報連携や業務協力

上記項目への取り組みによる提携効果の具体例としましては、当社が科学研究施設事業で培ったノウハウとイトーキがオフィス事業で培ったノウハウの融合による差別化された新製品の共同開発、両社が有する生産・調達ノウハウや生産設備を活用した生産技術力の融合及びこれに伴う生産効率や固定費比率の改善、イトーキの営業網の活用による顧客接点の増加や提案ノウハウを活用した顧客ニーズの丁寧な吸い上げによる販売機会の拡大及び新規市場開拓、並びに物流及び施工コストを含めた原価低減などを計画しており、高効率経営の実現を目指してまいります。

このように、現状で両社の抱える課題の克服と当該事業における業容拡大の実現に向け、営業面や生産面において、さらなる提携関係強化が必要であると認識しており、当該事業の一体化が実現した場合の効果として、現段階においては、当社の科学研究施設事業の連結売上高で平成22年9月期実績比約40億円増の150億円、売上原価率で同7ポイント減の63%、営業利益率で同約3ポイント増の5%程度の達成を目指しております。

また、当該事業の関係強化だけではなく、既に海外に営業拠点や生産拠点を有し、海外展開のノウハウを蓄積しているイトーキの総合企業力を活用することが可能となり、新たな市場が生まれている海外事業の展開を視野に、更なる業績拡大を目指すところであります。

なお、イトーキは、本第三者割当増資により当社議決権の50%超を保有することになっても、当社グループとして業務提携対象事業である科学研究施設事業以外に粉体機械事業やグループ子会社独自の事業を展開していることから、今後も引き続き経営権の独立を維持することが約束されております。具体的には、当社をイトーキグループにおける研究施設機器事業の中核企業と位置づけ、引き続き当社の経営の自主性を尊重する方針であり、当社が使用する名刺、カタログ等の印刷物、ホームページ等の外部媒体にイトーキグループであることを明示することを踏まえた「ダルトン」商号の維持及び「ASDAQ」上場維持が両社で確認されていることから、イトーキを割当先に選定いたしました。

当社は、イトーキを親会社とすること及び将来の事業の一体化を見据え、イトーキの研究施設機器事業に対する法務及び財務のデュー・デリジェンスを実施したところ、当社にとって負担又は不利益になるような事実は確認されておらず、中長期的に収益の貢献が見込めるものと判断しております。

また、当社の取締役会において支配株主となりますイトーキと取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針を決定いたしました。具体的には、一般の取引と同様に適正な条件で行うことを基本方針としております。従いまして、当社は、取引条件等の内容について妥当性を十分に審議するため、取締役会だけでなく、経営会議にて総合的に勘案して合理的に決定するようにし、少数株主に不利益を与えないように適切に対応するとともに、一定の重要取引を行う場合、支配株主との間に利害関係を有しないものによる少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手を行うこととしております。

#### d 割り当てようとする株式の数

イトーキに割り当てようとする当社普通株式の総数は、3,600,000株であります。

#### e 株券等の保有方針

当社は、割当先から当社株式の保有方針について、前回同様資本業務提携の一環として引き受けるものであり、中長期保有する意思であることを確認しております。なお、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年以内に割

当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する確約書を締結しております。

#### f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当先であるイトーキの直近有価証券報告書(平成22年3月26日提出)及び四半期報告書(平成22年11月11日提出)に記載の現金及び預金勘定の状況を確認した結果、本増資の払込みに要する財産を有していることを確認しております。

#### g 割当予定先の実態

イトーキは、反社会的勢力との関係を遮断するために、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、この方針を順守することを公表しております。また、同社から、割当予定先及び当該割当予定先の役員、関係会社等又は主な株主及び取引先等と暴力団等とは関係がない旨の確認書を受領していることから、当社はイトーキを反社会的な勢力ではなく、また関わりを有していないと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行条件の算定根拠

新株式につきましては、前回と同様に本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日までの3ヶ月間(平成22年11月17日から平成23年2月16日)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式取引の終値の平均値121.85円を参考にして、発行価額を1株147円(プレミアム20.6%)といたしました。

直近3ヶ月間の平均値を算定根拠として採用したのは、直近の当社株価は、JASDAQ INDEX株価の上昇率と比較して大きく上昇しており、かつ日経平均及びTOPIXの上昇率と比較しても大きく乖離していることから、変動状況を考慮し、発行決議日前の一時的な株価を採用するよりは、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とするほうが一時的な株価変動影響など特殊要因を排除でき、客観性が高く合理的であると判断しております。また、直近の当社株価の変動状況に鑑み、1ヶ月間の平均値よりも3ヶ月間の平均値を採用するほうが直近の変動推移の影響をより平準化し得る一方、6ヶ月間の平均値では反対に直近の株価変動を反映することを恣意的に避けていると捉えられかねないおそれがあります。さらに、本第三者割当増資は、前回のイトーキとの資本・業務提携契約の趣旨をさらに発展・推進させた今回の資本・業務提携に基づくものであることから、前回の第三者割当の際の算定根拠と同様の根拠を採用することが妥当であると判断したためです。

またプレミアムにつきましては、当社グループを取り巻く事業環境は厳しい状況ではありますが、科学研究施設事業においては業界トップブランドであることに加え、最近の業績においては、直近の平成22年9月期決算が前回と比較して、営業利益420百万円(前年同期61百万円)、経常利益281百万円(前年同期98百万円)、当期純利益208百万円(前年同期273百万円)と大幅に改善したことによって、科学研究施設事業の将来の統合効果が見込めると判断できることや、イトーキが当社の親会社(支配株主)となり、既存株主にとって大幅な希薄化が生じることを鑑みて、前回(3ヶ月平均に11.7%のプレミアム)以上のプレミアムを前提とすることや、前日終値、他の期間平均と比較しても、有利にならないよう、両社間の協議で総合的に判断し、決定いたしました。

この発行価額につきましては、平成23年2月16日(取締役会決議日の前営業日)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値120円に対して22.5%のプレミアム、取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間の終値の平均値136.29円に対して7.9%のプレミアム、同6ヶ月間の終値の平均値105.52円に対して38.6%のプレミアムとなり、いずれの期間におきましても、割当先に特に有利な金額には該当していないものと判断しております。

なお、当該発行価額は、日本証券業協会の第三者割当増資等の取扱いに関する指針に準拠した方法により算定しております。また、これにより算定した発行価額につきましては、会社法第199条第3項に規定されている、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

以上の内容につきましては、平成23年2月17日開催の取締役会において十分に検討し、決議されました。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新株が3,600,000株発行され、現在の当社発行済株式総数10,597,438株の33.97%(本届出書提出日現在の議決権総数10,349個に対する比率は34.79%)となり、当社普通株式につき1株当たりの持分割合の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当増資は、前回に引き続き割当先との間の資本業務提携の一環として行うものであり、当該資本業務提携及び本第三者割当増資により、当社の売上規模の拡大、収益率の改善及び財務基盤の安定が可能になることから、本第三者割当増資は、当社グループの企業価値の維持・向上に不可欠なものであり、長期的な観点から当社の既存株主の皆様にとって最善の策であると考え、当該規模の株式の希薄化は合理的な水準であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により新株式が3,600,000株発行され、現在の当社の発行済株式総数10,597,438株の33.97%(本届出書提出日現在の議決権総数10,349個に対する比率は34.79%)となり、当社普通株式は25%以上の希薄化が生じます。

また、本第三者割当の実施により、割当予定先であるイトーキは、所有株式数の割合が51.07%、議決権数の割合が51.98%を占める大株主(親会社)となるため、支配株主の異動が発生することとなります。

従いまして、本第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当するものであります。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
株式会社イトーキ	大阪市城東区今福東1丁目 4番12号	3,650	35.27	7,250	51.98
矢澤 英実	大阪府豊中市	799	7.72	799	5.73
矢澤 とし彥	東京都板橋区	487	4.71	487	3.49
矢澤 英人	東京都板橋区	469	4.53	469	3.36
矢澤 明人	東京都国立市	464	4.48	464	3.33
矢澤 瑞枝	大阪府豊中市	421	4.07	421	3.02
榛葉 千津子	東京都杉並区	368	3.56	368	2.64
村口 和孝	東京都世田谷区	300	2.90	300	2.15
エーエージーシーエスエ ヌブイ トリーテイ アカ ウント タクサブル (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	206-214 HERENGRACHT AMSTERDAM THE NETHERLAND (東京都千代田区丸の内2 丁目7番11号)	282	2.72	282	2.02
ダルトン従業員持株会	東京都新宿区市谷左内町9 番地	243	2.35	243	1.74
計	-	7,486	72.31	11,086	79.45

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(第三者割当による新株式発行の目的及び理由)

ここ数年の世界的な景気低迷の影響を受けた企業収益の減少による設備投資意欲の低下によって、当社グループを取り巻く環境はなお厳しいものになっております。

当社グループの主要事業であります科学研究施設事業においても、企業の大型設備投資の抑制、官公庁及び大学関係での予算抑制などの厳しい状況が継続しております。

このような状況の中、当社とイトーキは、平成22年3月11日に、1年後を目処に当社を連結子会社化し、また将来的に当社の科学研究施設事業とイトーキの研究施設機器事業を統合することを視野に入れ、業績拡大・企業価値の向上を図ることを目的に、資本・業務提携を締結いたしました。

また、上記の資本・業務提携の一環として平成22年11月29日に開示しましたとおり、平成22年12月より相互に不足している製品を補完しあうクロスセルを開始いたしました。このクロスセルは、両社を単なる販売先や仕入先と捉えるのではなく、対等のパートナーとして相互に協力し、多様化する顧客ニーズに応え、より一層の顧客サービス向上に資することを目的としております。

しかしながら、クロスセル開始後も、当社グループとイトーキの研究施設機器事業に携わる営業部門は両社独自に営業展開しており、市場での競合状態が続いているため、取引の際に顧客側に、引き合いは一社に絞らなければならないのか、両社に依頼しても良いのか、など分かり難いなどの問題もあり、積極的な営業協力が進められず、引き続き苦しい競争環境にあります。

このような状況を踏まえ、両社で更に協議を続けた結果、市場での競争優位を獲得するには、業績責任を共有する連結グループ会社として共同して営業展開することにより市場での競合状態から早く脱却し、営業効率・営業効果を高めるとともに、両社ノウハウや技術力を更に融合させた差別化製品の共同開発や、徹底した原価低減が必要であると判断しております。更に、当社がイトーキの連結対象子会社となっても、両社がいつまでも別会社として営業展開していたのでは、市場や顧客の目から見た分かり難さは完全には解消せず、経営資源が分散したままでは営業効率や事業展開のスピードがあげ難いことも想定されます。今回、イトーキによる連結対象子会社化を足がかりとして市場や顧客ニーズへの迅速かつ確な対応を果たすため、当該事業の一本化を促進し、経営資源を機動的に活用することが必要不可欠であるとの結論に至りました。



このように、科学研究施設事業の事業強化や提携シナジーについて十分な検討を重ねた結果、相互に企業価値の向上が見込めると判断し、イトーキを親会社とすること及び平成23年12月を目処にイトーキの研究施設機器事業を当社が継承する形での当該事業統合を基本とすることを盛り込んだ資本・業務提携を締結すること、また、当座貸越の解消を含めた短期借入金の返済による有利子負債の圧縮と、自己資本比率を直近有価証券報告書(平成22年12月22日提出)に記載の21.5%から、当社グループの健全性が確保されていた第48期～第50期の平均35%への改善を目指し、イトーキを引き受け先として、本第三者割当増資を実施することにいたしました。なお、当該事業統合の具体的スキームについては今後の検討課題であり、当社及びイトーキは、本第三者割当増資払込の完了後、事業統合委員会を設置し、両社の当該事業の統合に関する具体的検討を進めていくこととなっております。

なお、第三者割当による新株式発行を選択した理由につきましては、当社グループは、当社とイトーキとの競合状態を脱却して当該事業強化を実現するための連結グループ化を進め、現状での重要課題であります資本充実による財務基盤の安定・強化を図るために、以下の検討を経て、第三者割当増資による新株式発行による方法を選択いたしました。

社債発行や銀行借入は、資金調達は実現できるが連結グループ化による事業強化には結びつかず競合状態からも脱却できない。新株予約権や転換社債発行は、資金調達の実現と将来的には連結グループ化による事業強化が可能となるが、現在の競合状態から直ちに脱却し事業強化を図ることができない。公募による新株式発行は、資金調達は実現できるが、事業強化に必要な連結グループ化が確実に実現できるかわからない。イトーキによる友好的TOBでは、連結グループ化は実現できるが、資金調達が実現できない。

以上のように、当社グループは、事業強化に必要な、競合状態から脱却し業績責任を共有化する連結対象化を実現し、現状での重要課題である資本充実による財務基盤の安定・強化を、直ちに両立させる方法として、本第三者割当による新株式発行を行うことが合理的だと判断いたしました。

本届出書提出日に開示いたしました「株式会社イトーキとの資本・業務提携に関するお知らせ」に記載されているとおり、当社とイトーキは資本業務提携契約を締結し、更なる企業価値と株主価値の向上を目指し、当社に必要な財務基盤の安定化、信用力及び収益力を高めていく所存であります。

#### (調達する資金使途の合理性に関する考え方)

本第三者割当増資により調達する資金は、借入金返済に充当することにより、有利子負債圧縮を図り、損益状況の改善と共に自己資本比率を当社グループの健全性が確保されていた第48期～第50期の平均35%への改善に寄与し、支払利息の減少等による資金余力を今後の成長に振り向けることが可能となります。さらに、当該自己資本比率の改善によって、当社グループが年間を通じて行う借り換え等を含む金融機関各社からの新規資金調達の交渉を有利にすることができ、経営の安定化に繋がるものと考えております。

この資金調達により、財務基盤の安定化、ひいては企業価値及び株主価値の向上に寄与すると見込まれるため、当該資金使途には合理性があるものと判断いたしております。

#### (企業行動規範上の手続き)

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上であること、支配株主の異動を伴うものであることから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることになっているため、本第三者割当増資の妥当性について、支配株主の異動に伴う大規模な第三者割当に該当することからも、株主の意思確認を実施することとし、平成23年4月15日開催予定の臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第65期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成22年12月22日）以降、本届出書提出日（平成23年2月17日）までの間において次のとおり追加が生じております。変更及び追加箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日（平成23年2月17日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### (1) 市場環境の変動及び業績の季節的変動によるリスク

当社グループは、公共事業に係わる受注が高い比率を占めております。国家政策等による公共投資の減少により需要が減少した場合や受注規模によっては、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 製造責任によるリスク

当社グループは、万一の不測の事故等が発生した場合、責任賠償については保険に加入しておりますが、保険にてすべてをカバーできる保証はなく、結果として当社グループの信頼の低下により、業績及び財政状態に大きく影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 新規参入との競合によるリスク

新規参入他社とのシェアの獲得競争が激化することに伴い、当社グループの業績及び財政状態に大きく影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 原材料等仕入価格の変動によるリスク

当社グループの主要原材料である鉄鋼材の市場仕入価格の著しい変動により、製品価格に転嫁することが困難な場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 価格競争激化によるリスク

市場における設備コストの低価格化の要求はますます強まりつつあります。当社グループにおいてはコストダウン施策を実施し利益確保に努めておりますが、今後、更なる価格競争の激化が強まった場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 株式価値の希薄化について

当社は、平成23年2月17日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。当該第三者割当増資では発行済株式総数の33.97%に相当する3,600,000株を発行いたしますが、これにより1株あたりの株式価値が希薄化いたします。その結果、株式市場における需給バランスに変動を生じ、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

しかしながら、本第三者割当増資は、前回に引き続き割当先との間の資本業務提携の一環として行うものであり、当該資本業務提携及び本第三者割当増資により、当社の売上規模の拡大、収益率の改善及び財務基盤の安定が可能になることから、本第三者割当増資は、当社グループの企業価値の維持・向上に不可欠なものであり、長期的な観点から当社の既存株主の皆様にとって最善の策であると考え、当該規模の株式の希薄化は合理的な水準であると判断しております。

## (7) 支配株主の異動について

当該第三者割当増資が完了した場合には、割当予定先である当社筆頭株主のイトーキが当社の総議決権の51.98%を保有し、支配株主となります。そのため、当社の事業運営のガバナンスに影響を与える可能性があります。

しかしながら、イトーキは、本第三者割当増資により50%超の当社議決権を保有することになっても、引き続き当社の経営の自主性を尊重し、「ダルトン」商号を維持することとしていることから、今後の当社の事業運営のガバナンスに関するリスクは、多大なる影響を与えるものではないと判断しております。

## 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第65期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に、以下の臨時報告書を提出しております。(平成22年12月24日提出)

### (1) 提出理由

平成22年12月22日開催の当社第65期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### (2) 報告内容

当該株主総会が開催された年月日

平成22年12月22日

当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、矢澤英実、矢澤英人、東郷武、平野順一、森田松太郎、佐藤憲一、中尾三平、坂井邦雄及び金澤秀文を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、四ノ宮孝義を選任する。

当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	8,277	8	-	(注)1	可決(99.90%)
第2号議案				(注)2	
矢澤 英実	8,269	17	-		可決(99.79%)
矢澤 英人	8,269	17	-		可決(99.79%)
東郷 武	8,269	17	-		可決(99.79%)
平野 順一	8,269	17	-		可決(99.79%)
森田 松太郎	8,269	17	-		可決(99.79%)
佐藤 憲一	8,269	17	-		可決(99.79%)
中尾 三平	8,269	17	-		可決(99.79%)
坂井 邦雄	8,269	17	-		可決(99.79%)
金澤 秀文	8,269	17	-		可決(99.79%)
第3号議案				(注)2	
四ノ宮 孝義	8,269	17	-		可決(99.79%)

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

委任状の提出による代理行使分の確認により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第65期)	自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日	平成22年12月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第66期 第1四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月22日

株式会社ダルトン

取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柏寄 周弘 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダルトン及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは売上高の継続的な減少に伴い273,913千円の当期純損失を計上し、短期有利子負債が828,439千円増加した結果、新たな資金調達に困難性が認められる状況にあるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ダルトンの平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ダルトンが平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成21年12月22日

株式会社ダルトン

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 柏寄 周弘 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅岡 伸生 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダルトンの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は売上高の継続的な減少に伴い1229,434千円の当期純損失を計上し、短期有利子負債が816,640千円増加した結果、新たな資金調達に困難性が認められる状況にあるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月22日

株式会社ダルトン

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏 寄 周 弘 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 浅 岡 伸 生 印  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダルトン及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ダルトンの平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ダルトンが平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年12月22日

株式会社ダルトン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏 寄 周 弘 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅 岡 伸 生 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダルトンの平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月15日

株式会社ダルトン  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柏寄 周弘 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダルトン及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当第1四半期では経費削減効果により営業損失幅が改善しているものの、引き続き新たな資金調達の困難性が認められる状況にあるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社ダルトン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柏寄 周弘 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斎藤 昇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダルトンの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダルトン及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。